

[illegible]

濃度計量証明書

発行No NK038617-02K-1

1/2

発行日 2020年4月8日

有限会社ワールド牧場 殿



ユーロフィン日本環境株式会社

本社・事業所 横浜市金沢区幸浦2-1-13

TEL 045-780-3851

特定計量証明事業者認定番号N-0054-92号

計量証明事業登録番号 神奈川県第12号

計量管理者 松本 匡



種 別 土壌(含有量試験)
 試料受付 2020年3月11日
 採取区分 自社採取
 採取者 ユーロフィン日本環境(株)
 採取場所 大阪府南河内郡河南町
 件 名 ワールド牧場埋立地土壌検査

ご依頼を受けました試料について、計量の結果を次の通り証明いたします。 ※は計量法第107条の対象外。

計量の対象	試料名称	埋立地	単位	計量の方法
	採取月日	3月11日		
		計量の結果		
ダイオキシン類(実測濃度)		3400	pg/g	土壌調査測定マニュアル 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法
ダイオキシン類(毒性等量)※		4.5	pg-TEQ/g	
以下余白				

備考)

- 1) 土壌調査測定マニュアル:「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」
(平成21年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)
- 2) 数値は乾燥試料中の濃度です。

水質検査結果証明書

令和2年4月2日

有限会社 ワールド牧場 様

発行番号 NK038617-01B-1-2R
分析機関名 ユーロテック日本環境株式会社
代表者 代表取締役 木村 克年 印
所在地 神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1番13号
電話番号 045-780-3851
計量証明事業者の登録番号 神奈川県濃度第1号
環境計量士 関 淳也 印

令和2年3月11日 に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(試料名: 流末①)

項目	単位	測定値	定 量 下限値	基準値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	JIS K 0102 55.4 (ICP/MS法)
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (流れ分析法)
有機燐化合物 (パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジ メトン及びEPNに限る。)	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	昭和49年環境庁告示第64号 付表1 (GC (FTD) 法)
鉛及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 54.4 (ICP/MS法)
六価クロム化合物	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	JIS K 0102 65.2.6 (流れ分析法)
砒素及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 61.4 (ICP/MS法)
水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.005以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表2 (還元気化原子吸光法)
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号 付表3 (GC法)
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表4 (GC法)
トリクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.2以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
四塩化炭素	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.04以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.4以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	3以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.06以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
チウラム	mg/l	0.006 未満	0.006	0.06以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 (固相抽出-HPLC法)
シマジン	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
チオベンカルブ	mg/l	0.02 未満	0.02	0.2以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
ベンゼン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
セレン及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 67.4 (ICP/MS法)
ほう素及びその化合物	mg/l	1 未満	1	10以下 (海域以外)	JIS K 0102 47.4 (ICP/MS法)
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 未満	0.8	8以下 (海域以外)	JIS K 0102 34.4 (流れ分析法)
アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	1 未満	1	100以下	JIS K 0102 42.1及び42.2、43.1及び43.2
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	0.0002	-	平成9年環境庁告示第10号 付表2 (HS-GC/MS法)
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表8 (HS-GC/MS法)

備考 1. 表中の「未満」とは定量下限値を下回ることをいう。
2. アルキル水銀化合物の「不検出」とは当該方法の定量下限値(0.0005mg/l)未満を示す。
3. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量である。

注 環境計量士とは、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。
NK038617-01B-1-1より抜粋

水質検査結果証明書

令和2年4月2日

有限会社 ワールド牧場 様

発行番号

NK038617-01B-2-2R

分析機関名

ユーロ・オゾン日本環境株式会社

代表者

代表取締役 木村 克年 印

所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1番13号

電話番号

045-780-3851

計量証明事業者の登録番号

神奈川県濃度第1号

環境計量士

関 淳也 印

令和2年3月11日 に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(試料名 : 流末②)

項目	単位	測定値	定 量 下限値	基準値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	JIS K 0102 55.4 (ICP/MS法)
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (流れ分析法)
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	昭和49年環境庁告示第64号 付表1 (GC (FTD) 法)
鉛及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 54.4 (ICP/MS法)
六価クロム化合物	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	JIS K 0102 65.2.6 (流れ分析法)
砒素及びその化合物	mg/l	0.01	0.01	0.1以下	JIS K 0102 61.4 (ICP/MS法)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.005以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表2 (還元気化原子吸光法)
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号 付表3 (GC法)
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表4 (GC法)
トリクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.2以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
四塩化炭素	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.04以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.4以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	3以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.06以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
チウラム	mg/l	0.006 未満	0.006	0.06以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 (固相抽出-HPLC法)
シマジン	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
チオベンカルブ	mg/l	0.02 未満	0.02	0.2以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表6 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
ベンゼン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
セレン及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 67.4 (ICP/MS法)
ほう素及びその化合物	mg/l	1 未満	1	10以下 (海域以外)	JIS K 0102 47.4 (ICP/MS法)
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 未満	0.8	8以下 (海域以外)	JIS K 0102 34.4 (流れ分析法)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	6	1	100以下	JIS K 0102 42.1及び42.2、43.1及び43.2
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	0.0002	-	平成9年環境庁告示第10号 付表2 (HS-GC/MS法)
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表8 (HS-GC/MS法)

備考

- 表中の「未満」とは定量下限値を下回ることをいう。
- アルキル水銀化合物の「不検出」とは当該方法の定量下限値(0.0005mg/L)未満を示す。
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量である。

注 環境計量士とは、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。

NK038617-01B-2-1より抜粋

$\frac{1}{2}$ 

ユニオン日本環境株式会社
本社：事業所横浜市金沢区幸浦2-1-13
TEL 045-780-3851
特定計量証明事業者認定番号N-0054-02号
計量証明事業登録番号神奈川県第12号
計量管理者 松本 匡 氏

[illegible]

1) JIS K0312: 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

- 1) JIS K0312: 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」